

I 利用上の注意

1 経済構造実態調査（製造業事業所調査）について

(1) 調査の目的

経済構造実態調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的として、総務省及び経済産業省が毎年実施する調査である（経済センサス-活動調査の実施年を除く。）。

このうち、経済構造実態調査（製造業事業所調査）（以下「製造業事業所調査」という。）は、一定規模以上の製造業の法人事業所について調査を行ったものである。

※ 過去に実施していた工業統計調査（総務省・経済産業省）は令和2年で廃止され、令和4年から製造業事業所調査として実施されている。

(2) 調査の期日

令和5年6月1日

(3) 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く。）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

ただし、個人経営及び法人以外の団体の事業所を除く。

2 本報告書について

本報告書は、令和5年製造業事業所調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造業事業所（以下「事業所」という。）について、宮崎県分を独自に集計したものである。

- ・ 個人経営及び法人以外の団体を除く事業所であること
- ・ 従業者4人以上の事業所であること
- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- ・ 日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所であること

3 その他

調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和5年6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、令和4年1年間の数値である。

なお、これまでの「工業統計調査」及び「経済センサス-活動調査」と集計範囲等が異なり、単純に比較ができない点に留意が必要である。

4 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所

令和5年6月1日現在の数値で、経済活動が行われている場所ごとの単位であり、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ア 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
- イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること

(2) 従業者

令和5年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。

一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

ア 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

イ 有給役員

事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

ウ 常用雇用者

期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含める。

エ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

オ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

カ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

キ 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

ク 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

(3) 製造品出荷額等

令和4年1月から令和4年12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- (イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- (ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和4年中に返品されたものを除く。）

イ 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他収入額

上記ア、イの出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料収入」、「販売電力収入」等の収入額をいう。

(4) 事業に従事する者の人件費及び派遣受け入れ者に係る人材派遣会社への支払額

令和4年1月から令和4年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」の合計をいう。

(5) 付加価値額（粗付加価値額）

令和4年1月から令和4年12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

ア 従業者30人以上

付加価値額＝製造品出荷額等 ＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））－原材料・燃料・電力使用額等 －減価償却額

イ 従業者 4～29 人

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1）＋推計消費税額（*2））－原材料・燃料・電力使用額等

*1：平成 29 年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2：推計消費税額は平成 13 年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(6) 生産額（従業者 30 人以上の事業所）

令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

(7) 原材料・燃料・電力の使用額等

令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 1 年間における次のアからカまでの合計をいう。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品、購入した水など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費

原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

カ 転売した商品の仕入額

1 年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

(8) 有形固定資産額（従業者 30 人以上の事業所）

令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

イ 建設仮勘定の増加額及び減少額

建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する勘定で、完成後にそれぞれの資産勘定に振り替えられる。

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

オ 有形固定資産額の算式は以下のとおり。

(ア) 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

(イ) 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

(ウ) 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(9) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請貸加工のために他企業から支給された原材料及び加工済みの在庫、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

(10) 工業用水（水源別用水量）（従業者 30 人以上の事業所）

水源別用水量とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1 日当たり用水量とは、令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 1 年間に使用した工業用水の総量を令和 4 年の操業日数で割ったものをいう。

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。

例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きょによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

(11) 工業用地（事業所敷地面積）（従業者 30 人以上の事業所）

事業所敷地面積は、令和 5 年 6 月 1 日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(12) 製造品の出荷

ア 製造品の出荷

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものも含む。）を、令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までの 1 年間に当該事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

なお、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和 4 年中に返品されたものを除く。）

イ 出荷金額

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

(13) 製造品の在庫（従業者 30 人以上の事業所）

当該事業所の所有に属する製造品のみの在庫である。

なお、品目別における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含まない。

(14) 産出事業所

第 32 表の産出事業所数は産業格付とは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所を集計している。

(15) 品目と産業の関係

製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷金額の大きさの割合によって産業を決定している。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

(16) その他の諸算式

- ア 付加価値率＝付加価値額÷〔製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）〕×100
- イ 粗付加価値率＝粗付加価値額÷〔製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）〕×100
- ウ 原材料率＝原材料使用額等÷〔製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）〕×100

5 凡例及び使用上の注意

(1) 単位

統計表における単位については、金額は全て「万円」となっている。また、工業用地は「平方メートル」、工業用水は「立方メートル」となっている。

(2) 記号の定義

統計表中の記号については、次のとおりである。

『－』・・・該当の数値がないことを示す。

『0』又は『0. 0』・・・四捨五入により単位未満となったものを示す。

『▲』・・・数値がマイナスであることを示す。

『X』・・・集計対象である事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。

また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

(3) 産業中分類名

表、グラフなどにおいては、産業中分類名は次のように略して使用している。

産 業 中 分 類	略 称	産 業 中 分 類	略 称
09 食料品製造業	食 料 品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22 鉄鋼業	鉄 鋼
11 繊維工業	繊 維	23 非鉄金属製造業	非 鉄
12 木材・木製品製造業	木 材	24 金属製品製造業	金 属
13 家具・装備品製造業	家 具	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パ ル プ ・ 紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印 刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化 学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電 子 部 品
17 石油製品・石炭製品製造業	石 油 ・ 石 炭	29 電気機械器具製造業	電 気 機 械
18 プラスチック製品製造業	プ ラ ス チ ッ ク	30 情報通信機械器具製造業	情 報 機 械
19 ゴム製品製造業	ゴ ム	31 輸送用機械器具製造業	輸 送 機 械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	32 その他の製造業	そ の 他

(4) 広域市町村圏の区分

本概要では、次のとおり市町村を区分し、広域市町村圏として集計している。

宮崎県北部	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
西都児湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
宮崎東諸県	宮崎市、国富町、綾町
日南・串間	日南市、串間市
都城北諸県	都城市、三股町
西 諸	小林市、えびの市、高原町

(5) 時系列比較の留意点

各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は以下のとおりである。なお、各調査は集計範囲等が異なるため、単純に比較ができない。

略称：「工業統計」…工業統計調査、「活動調査」…経済センサス-活動調査、
「製造業事業所調査」…経済構造実態調査（製造業事業所調査）

統計調査名	経理外項目 (事業所数、従業者数)		経理項目 (製造品出荷額等、付加価値額)	
	調査時点	表示	調査時点	表示
平成24年活動調査	平成24年2月1日現在	平成23年	平成23年1月～12月	平成23年
平成24年工業統計	平成24年12月31日現在	平成24年	平成24年1月～12月	平成24年
平成25年工業統計	平成25年12月31日現在	平成25年	平成25年1月～12月	平成25年
平成26年工業統計	平成26年12月31日現在	平成26年	平成26年1月～12月	平成26年
平成28年活動調査	平成28年6月1日現在	平成28年	平成27年1月～12月	平成27年
平成29年工業統計	平成29年6月1日現在	平成29年	平成28年1月～12月	平成28年
平成30年工業統計	平成30年6月1日現在	平成30年	平成29年1月～12月	平成29年
令和元年工業統計	令和元年6月1日現在	令和元年	平成30年1月～12月	平成30年
令和2年工業統計	令和2年6月1日現在	令和2年	令和元年1月～12月	令和元年
令和3年活動調査	令和3年6月1日現在	令和3年	令和2年1月～12月	令和2年
令和4年製造業事業所調査	令和4年6月1日現在	令和4年	令和3年1月～12月	令和3年
令和5年製造業事業所調査	令和5年6月1日現在	令和5年	令和4年1月～12月	令和4年

注)活動調査及び製造業事業所調査は個人経営を除く。

(6) その他

ア 数値は、単位未満を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合や前年比較等で増減数等が一致しない場合がある。

イ 製造業事業所調査、活動調査及び工業統計の数値は、実施時期や調査方法が異なるため、その差数が全て増加、減少を示すものではない。

※本報告者の内容については、宮崎県庁のホームページでも御覧になれます。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/tokeichosa/sangyotokei/20240117104439.html>

※本報告書についてのお問合せは、下記をお願いします。

宮崎県総合政策部統計調査課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL 0985-32-4451

FAX 0985-29-0534

E-MAIL tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp